

Pilates lagomご利用規約

本規約はpilates lagomでピラティスを受けられる皆様が安心して通っていただけるよう設けます。
本スタジオをご利用にあたり、下記の規約を遵守していただきます。ご理解の上でレッスンをお申込み願います。

1. 入会資格

1, 本スタジオの利用において①～⑥の条件をいずれも満たすものが有するものとします。

- ① 健康状態に異常がなく、医師等により運動を禁じられていない方
- ② 妊娠中の方で医師等の許可を得ていない方
- ③ 医師等により運動を禁じられておらず、当レッスンの利用に支障がないと自己責任において申告された方
- ④ 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾患を有しない方
- ⑤ 暴力団その他反社会的な組織に所属していない方
- ⑥ 本スタジオの趣旨に賛同し会員規約を守れる方

2, 以下の方については入会をお断りします。

- ① 刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、会員の円滑な活動に支障を来す可能性がある方
- ② その他本スタジオが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第2条 入会金・レッスン料について

会員は、本スタジオの定める入会金を、所定の方法で本スタジオに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第3条 入会手続

- ① 本スタジオに入会する方は所定の入会手続を行い、本スタジオの承認を得た上、定めるレッスン料・入会金をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
- ② 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続をとらなければなりません。この場合、保護者は、本人と連帯して負担することに同意するものとします。

第4条 資格停止及び除名

本スタジオは、①～⑨のうち一つでも該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- ① 本スタジオの定める会費・諸費用につき、1か月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
- ② 本スタジオ内及び所有物全てにおいて故意に破損したとき。
- ③ 本規約、その他本スタジオが定める規則に違反したとき。
- ④ 本スタジオの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- ⑤ 利用に際して入会書類に虚偽を記載、または申告をしたことが判明したとき。
- ⑥ 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- ⑦ 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- ⑧ 本スタジオの合理的な指示・指導に従わないとき
- ⑨ 第14条各号の禁止行為を行ったとき。

第5条 会員資格の喪失

会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。

第6条 レッスン料等の支払いについて

- ① 本スタジオの定めるレッスン料等を所定の方法で支払わなければなりません。レッスン料等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本スタジオが定めるものとします。（レッスン料は、本スタジオの会員資格を有する限り、現実に本スタジオのレッスンを利用しない場合も支払い義務が発生します）
- ② 体験レッスンは事前決済にてレッスン料をお支払いいただきます。
- ③ レッスン料はカード決済または口座振替の支払いとなります。
- ④ 月額料金は、その月内での回数消化となります。
- ⑤ 当スタジオは運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、レッスン料・入会金等の金額を変更することができ、スタジオ内の掲示、SNS等において告示するものとします。

第7条 変更事項

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

第8条 回数券の利用について

- ① 回数券はご購入月内の有効期限です。
- ② やむを得ない事情（怪我や入院など）で、チケット消化が困難な場合は直接ご相談ください。
- ③ 上記理由以外で回数券の有効期限延長は出来かねます旨、ご了承ください。

第9条 キャンセルについて

- ① キャンセルは分かった時点でお早めにご連絡ください。
- ② 前日、当日のキャンセルはキャンセル料が100%生じます。
- ③ ご連絡なしでのキャンセル、直前でのキャンセルが度重なる場合は、次回のご予約をお断りする場合があります。
- ④ やむを得ないキャンセルと判断した場合のみ、月に1回までは振替が可能とします。ただし、振替日は同一月に限ります。
- ⑤ 発熱または体調のすぐれない方は、レッスンをお休みいただき、月に1回までは振替が可能とします。ただし、振替日は同一月に限ります。

第10条 休会

- ① 各月の10日（10日が休業日の場合翌営業日）までに本スタジオに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本スタジオの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
- ② 1回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本スタジオの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。（最長、1回につき連続1年間まで）
- ③ なお会員は、理由のいかんにかかわらず休会届提出から休会日までの期間の会費及び諸費用は支払い義務が生じ、返金を求めることはできません。
- ④ 支払った回数分の料金を有効期間内にレッスン消化できなかった場合の返金は致しません。

第11条 退会

会員は、各月の10日（10日が休業日の場合翌営業日）までに本スタジオに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本スタジオが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。また、支払った回数分の料金を退会までにレッスン消化できなかった場合の返金は致しません。

第12条 損害賠償

- ① 本スタジオの利用に際して、本人または他者に生じた人的・物的損害について、本スタジオの責めに帰すべき事由がない限り、一切損害賠償の責を負いません。体験レッスンの方についても同様とします。
- ② 会員が本スタジオの施設利用に際して、スタジオまたは他者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。

第13条 盗難・紛失・忘れ物・放置物・トラブル

- ① 会員が本スタジオの利用に際して生じた盗難・紛失について、一切損害賠償・補償等の責を負いません。
- ② 忘れ物・放置物については、原則として2週間保管した後、本スタジオにて処分させていただきます。
- ③ 会員は、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本スタジオを利用するものとします。
- ④ 上記以外のトラブルは、双方の話し合いにより努力するものとします。

第14条 禁止事項

本スタジオの利用において以下のことを禁止します

- ① 許可なくスタジオ内を撮影すること。
- ② 許可なく本スタジオにおいて物品の売買や営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)をすること。
- ③ 他人を誹謗、中傷すること。
- ④ 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- ⑤ スタジオ内に落書きや造作をすること。
- ⑥ 動物を館内に持ち込むこと。
- ⑦ 危険物を館内に持ち込むこと。
- ⑧ スタジオ内及び敷地内での喫煙、食事。
- ⑨ インストラクターの業務を妨げる行為。
- ⑩ 他人のスタジオ利用を妨げる行為。
- ⑪ 本施設の備品の損壊や備え付け備品の持ち出しをすること。
- ⑫ その他、本条各号に準じる行為。

第15条 休業

本スタジオは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、補修、整備、その他本スタジオの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは事前にスタジオ内に掲示またはHP・SNSにて告示します。ただし、スタジオの安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。また、台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スタジオの業務遂行に支障があるとき。

第16条 個人情報

- ① お客様からお預かりした個人情報の重要性を十分に認識し管理致します。

② 個人情報の収集・利用目的の公表に関する事項を当スタジオサービスをご提供するにあたり個人情報を取得させていただきます。これらの情報は以下の目的に利用させていただきます。。

●利用時の本人確認及び利用状況確認のため●緊急時の連絡、防犯上事故防止のため●サービス情報のご案内のため
第17条（準拠法および管轄裁判所）

● 本規約の準拠法は日本国法とします。

● 本規約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、静岡地方裁判所または静岡簡易裁判所とします。

附則 本規約は2022年6月1日より施行します。